

# ○東京芸術大学研修員規則

〔昭和35年4月1日〕  
制 定

改正 昭和39年4月1日 昭和50年5月22日  
昭和58年4月21日 昭和60年9月19日  
平成3年5月16日 平成5年2月18日  
平成13年3月26日 平成16年4月1日  
平成22年3月5日 平成22年5月21日

## (目的)

第1条 この規則は、東京芸術大学学則第99条の規定に基づき、本学における研修員の受入れ手続きその他必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研修員 公立学校研修員、私学研修員、専修学校研修員及び教員研修センター研修員をいう。
- (2) 委託者 公立学校研修員については同研修員を委託しようとする公立大学又は公立高等専門学校長の長、私学研修員については同研修員を委託しようとする私立学校の長、専修学校研修員については専修学校教育振興会理事長、教員研修センター研修員については教員研修センター理事長で、本学に当該研修員の委託を申し出るものをいう。
- (3) 部局等 各学部、各大学院研究科、大学美術館、社会連携センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター及び保健管理センターをいう。

## (受入れ手続き)

第3条 委託者は、研修員を委託しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて学長に申し出るものとする。

- (1) 研修(研究)課題、研修(研究)方法、期間及び希望指導教員名を記載した願書
- (2) 履歴書
- (3) 所属長の推せん書

2 前項の申出があったときは、学長は、当該部局等の長と協議して受入れを許可する。

第4条 研修員として承認された者は、当該部局等の長に身体検査書及び住居届を提出しなければならない。

## (研修期間)

第5条 研修の期間は原則として1年とし、その期間は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、特別の事情のある場合にはその期間内において、研修期間を6か月又は3か月に短縮することができる。

## (研修方法等)

第6条 研修員は、当該部局等の長が指名する指導教員の指導を受けるほか、研修に関連のある授業を当該科目開設部局等の長の許可を得て聴講し、又は部局等の

施設及び設備を所定の手続を経て利用することができる。

第7条 研修員の研修に対しては、単位を与えない。

(修了証明書)

第8条 研修を修了した者から所属部局等の長を経て申出があった場合は、学長は修了証明書を交付する。

(研修料)

第9条 研修員は受入れを許可されたときは、研修員の種類及び研修期間に応じて、東京芸術大学における授業料その他の費用に関する規則第16条別表第7に定める研修料を、3か月ごとに3か月分に相当する額を本学が指定する期日までに納付しなければならない。

2 既納の研修料は、これを還付しない。

(学則等の遵守)

第10条 研修員は、本学の学生に準じ本学学則その他の規則を守らなければならない。

第11条 この規則に違反し又は病気その他の理由により研修を続けることが不適当と認めるときは、当該部局等の長の申出により、学長はその承認を取り消すことがある。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、研修員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和50年5月22日から施行し、昭和50年4月2日から適用する。

附 則

この規則は、昭和58年4月21日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和60年9月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年5月16日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成5年2月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年3月26日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年 5 月21日から施行する。